

せとジュニアスポーツ団体応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市において小中学生を対象に設立・運営されている市民スポーツ団体の活動を支援することにより、児童及び生徒の体力向上と心身の健全な発達をより一層促すため、せとジュニアスポーツ団体応援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる市民スポーツ団体（以下「補助対象団体」という。）は、瀬戸市内に活動の拠点を置き、小中学生の指導と育成を目的に設立・運営されている団体であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 10名以上の小中学生が所属していること
- (2) 法人、又は収益事業として活動している団体ではないこと
- (3) 学校教育の一環として活動している団体ではないこと
- (4) 国・県・市及び公益法人等から他制度による補助、助成を受けていないこと
- (5) 暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、団体の役員等となっていないこと
- (6) 団体又は当該団体を構成する者が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、補助金交付申請受付開始の日からその翌年の3月31日までの期間において実施する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 競技力向上事業
団体に所属している小中学生の競技力向上に資すると認められる事業
- (2) 上位大会派遣事業
予選会等の選考過程において、特に優秀な成績を収め、市以上の区域を代表して出場する上位大会への派遣事業

(補助基準等)

第4条 市は、審査の結果に基づき、予算の範囲内において別表1により補助金を交付するものとし、100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、補助の対象とならない経費等については別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、市長が別に定める期間内に関係書類を添えて交付申請書（様式第1-1号）および同意書（様式第1-2号）を市長に提出するものとする。

- 2 交付申請書の提出は、競技力向上事業においては1団体につき1件とし、上位大会派遣事業においては、1団体につき別表1に定める上限額に達するまで複数回行うことができるものとする。

(審査)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、補助金の交付の適否及び補助金の額について、次に掲げる事項の審査を行うものとする。なお、審査基準は別に定める。

- (1) 補助対象とする事業の選考
- (2) 補助対象団体及び交付額の審査
- (3) その他市長が必要と定める事項

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の審査の結果により交付団体及び交付額を決定し、交付決定通知書(様式第2号)により、該当する団体(以下「交付決定団体」という。)に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に条件を付して交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、審査の結果、補助金の交付を行わないと決定したときは、不交付決定通知書(様式第3号)により、当該補助対象団体に通知するものとする。

(事業の遂行)

第8条 補助対象事業(交付決定通知書を受領して行われる事業をいう。)を行う交付決定団体は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他この要綱に基づく市長の決定に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(申請の取下げ)

第9条 交付決定団体は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受領した日から14日以内に、交付申請取下げ書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の請求及び交付)

第10条 交付決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書(様式第5号)
- (2) その他市長が必要と定める書類

- 2 市長は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(計画の変更の承認)

第11条 交付決定団体は、補助対象事業の内容変更及び経費の減額変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合については、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、補助目的の達成に支障をきたすことのない事業計画の一部で、補助対象事業の対象となる経費の総額の20%以内の変更をいう。ただし、補助金の額に変更が生じる場合はこの限りではない。
- 3 市長は、第1項の承認には、必要に応じ、変更承認申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項の申請を承認したときは、変更交付決定通知書（様式第7号）により、当該交付決定団体に通知するものとする。

（補助対象事業の中止）

第12条 交付決定団体は、補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに中止届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 交付決定団体は、補助対象事業を完了したときは、その日から30日を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 交付決定団体は、補助対象事業に係る経費について明確にするとともに、補助対象事業の完了した日の属する瀬戸市の会計年度終了後5年間、補助対象事業に関するすべての書類を保存しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条第1項に規定する書類の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第10号）を当該交付決定団体に送付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、第12条の規定による補助対象事業の中止の申請があった場合、及び次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定団体が、法令、本要綱に違反した場合
- (2) 交付決定団体が、交付決定に際して付した修正、又は条件に違反した場合
- (3) 交付決定団体が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (4) 交付決定団体が、補助対象事業に関して不正、怠惰その他不適当な行為をした場合

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合、当該取り消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは交付決定団体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 交付決定団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超過した補助金が交付されているときも同様とする。

(延滞金)

第17条 交付決定団体は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した額を延滞金として市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(調査等)

第18条 市長は、補助金の執行の適正を期するために必要と認めるときは、交付決定団体に対し報告をさせ、又は市長が指定する者に関係書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

2 市長は、前項の規定による調査等により、当該補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、交付決定団体に対し、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(財産の管理等)

第19条 交付決定団体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 交付決定団体は、取得財産等を、別表3に定める期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

(補助対象事業の公開等)

第21条 市長は、補助対象事業により得られた成果を任意の方法又は媒体により第三者に開示又は公表し、また、自ら利用し、又は第三者に利用させることができる。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

対象事業	補助対象経費 上限額	補助率	補助金の 上限額	摘要
競技力向上事業	50万円	4/5	40万円	1団体あたり 年度内1回限り
上位大会派遣事業	12.5万円	4/5	10万円	1団体あたり 左記、上限額まで

別表 2 (第 4 条関係)

<p>1 補助の対象とならない経費等</p> <p>(1) 経常的経費</p> <p>(2) 団体構成員や関係者に対する人件費や謝金</p> <p>(3) 食糧費</p> <p>(4) 親睦、懇親を目的とした経費</p> <p>(5) その他、本要綱の目的に資すると認められない経費</p> <p>2 補助対象から差し引くもの</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に伴う諸収入</p>
--

別表 3 (第 20 条関係)

財産の取得価格	制限期間
1万円未満	1年
1万円以上 10万円未満	3年
10万円以上	5年